

第 号
年 月 日

過 料 処 分 通 知 書

様

宇部市長



あなたが行った次の行為は、宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例（以下「条例」といいます。）第 条の規定に違反するため、条例第16条の規定により金1,000円の過料に処します。

なお、過料は、別紙納付書により納めてください。

記

行為の日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
行為の場所	
行為の内容	<input type="checkbox"/> 空き缶等のポイ捨て（条例第7条違反） <input type="checkbox"/> 空き缶、空きびんその他の飲食物等の収納容器 <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻 <input type="checkbox"/> チューインガムのかみかす <input type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 包装紙 <input type="checkbox"/> 収納袋 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 飼い犬等のふんの放置（条例第8条第1項違反）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、上記の異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に山口県知事に対して審査請求をすることもできます。

この処分の取消しを求める訴えをするときは、この処分（異議申立てをしたときはその異議申立てに対する決定、審査請求もしたときはその審査請求に対する裁決）があったことを知った日から6か月以内に市を被告として提起することができます。